

議案第 5 号

教育長専決規程の一部を改正する訓令について

教育長専決規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成24年3月28日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 1 号

教育長専決規程の一部を改正する訓令

教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「轻易な」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 総務課

1 件名

教育長専決規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

教育委員会に対する請願又は陳情（以下「請願等」という。）について、現在は「軽易な請願又は陳情に関すること」が教育長専決事項とされているが、請願等への対応には、個別具体的な事実関係を精査した上で対応する必要があり、教育長において対応することが適切と考えられるため、原則として請願等は教育長の専決で対応することとして改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 教育長の専決事項のうち、「軽易な請願又は陳情に関すること」を「請願又は陳情に関すること」に改める。（第2条関係）
- (2) この訓令は、公布の日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

5 関係各課との調整状況

教育委員と調整済。

6 添付資料

- (1) 新旧対照表)

| 教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）新旧対照表 | |
|----------------------------------|-------------------------|
| | |
| 改 正 案 | 現 行 |
| (専決事項) | |
| 第2条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。 | (専決事項) |
| (略) | 第2条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。 |
| (8) 請願又は陳情に関すること。 | (8) 軽易な請願又は陳情に関すること。 |